

## 鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会(仮称) 規約(案)

## (名称)

第1条 この会議は、鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会(仮称)(以下「協議会」と称する。

2 鳴瀬川等とは、鳴瀬川水系及び江合川を指すものとする。

## (目的)

第2条 本協議会は昭和61年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨等により、大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、鳴瀬川等における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。

1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成

3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

## (幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。

5 事務局は、幹事会に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

## (会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

## (協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公

表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北上川下流河川事務所(調査第一課及び防災情報課)及び宮城県河川課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 月 日から施行する。

(構成員)	東松島市長
	大崎市長
	松島町長
	大和町長
	大郷町長
	富谷町長
	大衡村長
	色麻町長
	加美町長
	涌谷町長
	美里町長
	気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
	宮城県 総務部長
	宮城県 土木部長
	宮城県 仙台土木事務所長
	宮城県 北部土木事務所長
	宮城県 東部土木事務所長
	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所長
	国土交通省東北地方整備局 鳴瀬川総合開発調査事務所長
	国土交通省東北地方整備局 鳴子ダム管理所長
(事務局)	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査第一課、防災情報課
	宮城県 河川課

- (構成員) 東松島市 防災交通課長  
 大崎市 防災安全課長  
 松島町 総務課長  
 大和町 危機対策室長  
 大郷町 総務課長  
 富谷町 危機管理室長  
 大衡村 総務課長  
 色麻町 総合振興課長  
 加美町 危機管理室長  
 涌谷町 防災交通室長  
 美里町 防災管財課長  
 気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 予報課長  
 宮城県 危機対策課 課長補佐(総括担当)  
 宮城県 河川課 技術補佐(総括担当)  
 宮城県 仙台土木事務所 副所長  
 宮城県 北部土木事務所 副所長  
 宮城県 東部土木事務所 副所長  
 国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 副所長  
 国土交通省東北地方整備局 鳴瀬川総合開発調査事務所長  
 国土交通省東北地方整備局 鳴子ダム管理所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査第一課、防災情報課  
 宮城県 河川課